



平成29年4月21日

各 位

会社名 松竹株式会社
代表者名 代表取締役社長 迫本 淳一
(コード番号：9601 東証、札証、福証)
問合せ先 取 締 役 関根 康
(TEL 03-5550-1534)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月21日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び平成29年5月23日開催予定の第151回定時株主総会に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、単元株式数の変更及び株式併合の実施に伴い、それらの効力発生日をもちまして、当社定款の一部を変更いたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所に上場する企業としてこの趣旨に従い、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更することと決定いたしました。

(2) 変更の内容

平成29年9月1日をもちまして、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成29年5月23日開催予定の当社第151回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように株式併合を行います。

(2) 併合する株式の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成29年9月1日をもちまして、同年8月31日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年2月28日現在）	139,378,578株
株式併合により減少する株式数	125,440,721株
株式併合後の発行済株式総数	13,937,857株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年2月28日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

<株主構成>

(平成29年2月28日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	16,689名 (100.0%)	139,378,578株 (100.0%)
10株未満所有株主	384名 (2.3%)	1,011株 (0.0%)
10株以上所有株主	16,305名 (97.7%)	139,377,567株 (100.0%)

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有の株主様384名（そのご所有株式の合計は1,011株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年9月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を3億株から3千万株に減少いたします。

(6) 株式併合の条件

平成29年5月23日開催予定の当社第151回定時株主総会で、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における議案とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>3億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>3千万株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

平成29年5月23日開催予定の当社第151回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年9月1日をもって変更といたします。

4. 日程

取締役会開催日	平成 29 年 4 月 21 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 5 月 23 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 9 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 9 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 9 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29年9月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年8月29日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所が、投資家の皆様の利便性を向上させるために、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社もこの趣旨に従い、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持し、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように株式併合を行います。

Q 4. 所有株式数や議決権数はどのようになるのでしょうか。

A 4. 株式併合後の所有株式数は、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には以下のとおりとなります。

【効力発生前】			【効力発生後】		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式数
例①	6,000株	6個	600株	6個	なし
例②	3,262株	3個	326株	3個	0.2株
例③	239株	なし	23株	なし	0.9株
例④	4株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②、③、④）はすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 所有株式が減少すると株主優待が受けられなくなるのでしょうか。

A 5. 株式併合の比率に合わせて株主優待における所有株式数の変更を行います。従いまして、これまで受け取られていた株主優待の基準については変動いたしません。

単元株式数の変更に伴い、株主優待制度を以下のとおり変更いたします。

【現在】

<映画優待 ポイント付与基準>

所有株式数	6ヶ月優待ポイント数(1ヶ月使用可能ポイント数)
1,000株以上	80ポイント(40ポイント)
2,000株以上	160ポイント(80ポイント)
3,000株以上	200ポイント(80ポイント)
5,000株以上	280ポイント(100ポイント)
8,000株以上	400ポイント(120ポイント)
10,000株以上	480ポイント(140ポイント)

<演劇優待 枚数基準>

所有株式数	6ヶ月優待枚数
3,000株以上	2枚
5,000株以上	4枚
8,000株以上	6枚
10,000株以上	8枚
15,000株以上	12枚
20,000株以上	16枚

【変更後】(平成29年8月末基準日以降適用)

<映画優待 ポイント付与基準>

所有株式数	6ヶ月優待ポイント数(1ヶ月使用可能ポイント数)
100株以上	80ポイント(40ポイント)
200株以上	160ポイント(60ポイント)
300株以上	200ポイント(80ポイント)
500株以上	280ポイント(100ポイント)
800株以上	400ポイント(120ポイント)
1,000株以上	480ポイント(140ポイント)

<演劇優待 枚数基準>

所有株式数	6ヶ月優待枚数
300株以上	2枚
500株以上	4枚
800株以上	6枚
1,000株以上	8枚
1,500株以上	12枚
2,000株以上	16枚

※平成29年8月末の保有株式数に対し、株式併合後の株数に基づき株主優待を実施いたします。
8月末現在1,000株保有の株主様であれば、株式併合後の株数は100株となりますが、株主優待は、従来通り映画優待で80ポイントの優待ポイント数が付与されます。

Q 6. 株主優待の内容や有効期間は変わるのでしょうか。

A 6. 当社では、毎年2月末現在、8月末現在で1,000株以上ご所有の株主様に対し、映画優待・演劇優待(演劇優待は3,000株以上ご所有の株主様)を実施しております。株主優待の内容や、有効期間については変更ありません。

※株主優待有効期間

2月末現在の株主様：6月から11月

8月末現在の株主様：12月から5月

Q 7. 株式併合により資産価値は減少してしまうのでしょうか。

A 7. 株式併合前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動などの要因を除きますと、株主様にご所有の当社株式の資産価値は維持されます。株式併合により、株主様が所有されている株式数は10分の1となりますが、1株あたりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 8. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 8. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し、買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りの制度は利用可能ですか。

A 9. 株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、効力発生前と同様に単元未満株式の買増し、買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q10. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A10. 株主様にお願いする手続きはございません。

Q11. 今後のスケジュールはどのようになっていますか。

A11. 今後のスケジュールは以下のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 23 日 定時株主総会開催日

平成 29 年 8 月 29 日* 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 9 月 1 日* 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成 29 年 10 月* 株式併合割当通知の発送

平成 29 年 11 月* 端数株式処分代金のお支払い

* 平成 29 年 5 月 23 日に開催予定の第 151 回定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決された場合の予定です。

【お問い合わせ先】

○単元株式数の変更および株式併合に関する不明点

お取引のある証券会社様または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土日祝祭日を除く)

○株主優待に関する不明点

株主優待に関するご相談は、松竹株式会社 総務部 総務課・関西管理スタッフにお問い合わせください。

松竹株式会社 総務部 総務課・関西管理スタッフ
電 話 0120-350-593 (フリーダイヤル)
受付時間 9:30~12:30 13:30~18:00 (土日祝祭日を除く)

以 上